

平成25年（才）第804号・平成25年（受）第976号

上告人兼申立人 安野輝子・外20名

被上告人兼相手方 国

2014（平成26年）年7月29日

最高裁判所第一小法廷 御中

上 申 書

上告人兼申立人訴訟代理人

弁護士 西 晃

（当職は、既に提出している上告理由書、及び上告受理申立理由書の範囲内で以下の通り意見を申し述べる）

1 近時の最高裁判決と法の下での平等原則における「時の経過」

改めて申し上げるまでもなく、近時最高裁判所は、平等原則の解釈・適用を巡って多くの裁判例（違憲ないし違憲状態との判断）を出している。

（1）非嫡出子の相続分に関する民法の規定（民法900条4号但書前段）に関し、最高裁大法廷決定（平成25年9月4日）民集67巻6号1320頁）・・・「当該規定は平成13年7月当時において、憲法14条1項に違反していたものというべきである。」

（2）国籍法違憲訴訟に関し、最高裁大法廷判決（平成20年6月4日）民集62巻6号1367頁）・・・「日本国民である父から出生後に認知されたにとどまる非嫡出子についてのみ、父母の婚姻という、子にはどう

することもできない父母の身分行為が行われたい限り、将来的にも届出によっても日本国籍を認めないとしている点は、今日においては立法府に与えられた裁量権を考慮しても、不合理な差別を生じさせている」

(3) 投票価値の平等・・・衆議院

衆議院選挙制度一人別枠制度に関する最高裁大法廷判決（平成23年3月23日）民集65巻2号755頁）・・・「遅くとも本件選挙時には、立法当時の合理性が失われ、（中略）それ自体憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた」

(4) 投票価値の平等・・・衆議院

最高裁大法廷判決（平成25年11月20日）民集67巻8号1503頁）

(5) 投票価値の平等・・・参議院

最高裁大法廷判決（平成24年10月17日）民集66巻10号3357頁）・・・「平成18年法改正後はその（格差）状態の解消に向けた法改正は行われず、（中略）本件選挙当時、投票価値の不均衡は、違憲の問題が生じる程度の著しい不平等状態に至っていた」

2 上告兼上告受理申立人らが最高裁に求め続けているもの

上告兼上告受理申立人ら（以下単に原告ら）はこれまで最高裁に対し、原審大阪高裁判決が指摘している、

「戦後補償という形式で明確に補償を受けることができた者と、戦後補償という形式での補償を受けることができない者という差異が生じ、さらにその後、その補償を受けられる者の範囲が拡大していったという経緯があることからすると、そのような補償を受けられた者とこれを受けられない者との間に生じた差異が、憲法14条1項の定める平等原則との関係で、全く問題を生じさせる余地がないと即断することはできない。（原判決1

9頁17行目～25行目)」

「・・・個別の補償措置について、それ自体には一応の合理性が認められるものであったが、その後の国の財政状況や社会情勢の変化等に伴い、補償を受けられる者と受けられない者との間の差異が、著しく不合理な状態に至っていることが誰の目にも明らかで、憲法的秩序の維持という観点からも放置し得ないものとなっているにもかかわらず、国会が合理的期間内にこれを是正する措置を講じないというような極めて例外的な場合にも、立法府の裁量の範囲を著しく逸脱したものということができ、そのような状態につき、憲法14条1項に違反すると判断される場合があり得ることも否定し難いと考えられる。」（原判決23頁最終行～24頁8行目）。

との憲法14条1項に関する憲法判断に関し、最高裁判所としてどう判断するのか、明確にこれを示すべきであると主張してきた。

そしてその上で格差（及びその拡大）の合理性に関する判断基準をどう考えるか、上記の各最高裁判例を踏まえ明確に示すべきであると強調してきた。

その際、立法裁量の枠組みを極限・無制限にまで広げる（憲法の枠外の）理屈としての「戦争損害受忍論」の判断枠組み手法を、日本国憲法14条1項の平等原則違反という憲法解釈の合理性判断枠組みとの関係で展開している原審大阪高裁判決の致命的欠陥を強調して来た。

今改めて原告らは、最高裁判所に対し、自らが国によって処遇されている現状につき、それが憲法14条1項の規範に抵触する可能性につき正面からこれを認めるよう求める。

そしてその格差放置の合理性判断基準に関しても明確に示されることを求めるものである。

3, 終わりに・・・今一度最高裁の憲法判断を求める

- ① 原告らが置かれている状態（格差とその拡大）は日本国憲法14条1項に抵触することは明らかである。
- ② そうであれば、それは憲法規範に照らして判断されるべき事項であり、その格差の合理性判断に「憲法の想定外」との受忍論的枠組みを持ち出すことは、金輪際許されない。
- ③ 防空法制策定による国による被害の拡大という原審が適法に認定した事実は、国自らの被害作出という作為によってもたらされた被害を、外ならぬ国が意図的に放置するものであって、それは②の合理性判断に重大な影響を与えるはずのものである。

どうか、真正面から最高裁判所としての法的判断を示されたい。

今回の判決が、戦後補償の闇に最後まで残されてしまった原告らを含む多くの空襲被災者らの「お見捨てになるのですか！」の声に真摯に耳を傾け、司法機関としてこれに応答する事実上最後の機会になるものと思われる。

正義と公平にかなった最高裁判決を今一度心より求めるものである。

以上